

別表第1 (第18条関係)

公文例

第1 公示文書

1 告示

- (1) 条文構成を採るものの制定、改正及び廃止の形式は、訓令の制定、改正及び廃止の例による。ただし、(2)の注書きについては、条文構成によるものについても適用する。
- (2) 条文構成を採らないものの制定、改正及び廃止の形式は、次のとおりとする。

ア 新たに告示する場合

(×は空白にすべき字数を表す。以下同じ。)

鹿兒島県警察本部告示第〇号

×○○○○規則（○○○年○○○○規則第○号）第○条の規定により、○○○○○○を（定める。）（指定する。）（許可した。）

××○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長××氏 名×××

$1 \times \text{oooooooooooooooooooooooooooooooooooo}$

[illegible]

イ 一部改正する場合

鹿児島県警察本部告示第〇号

×○○○年○月○日鹿児島県警察本部告示第○号（○○○）の一部を次のように改正し、
○○○年○月○日から施行する。

××○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長××氏 名×××

$\times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$

ウ 廃止をする場合

鹿児島県警察本部告示第〇号

×○○○年○月○日鹿児島県警察本部告示第○号（○○○）は、○○○年○月○日限り
廃止する。

××○○○年○月○日

鹿児島県警察本部長××氏 名×××

$1 \times \text{○○○○○○○○○○○○○○○}$

2 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○.

- 注1 法令、条例等の規定に基づくものは、その法令、条例等の根拠を明らかにすること。
2 法令、条例等の授權に基づき、法規たる事項を内容とする場合には、施行期日を明確にすること。

第2 令達文書

1 訓令

- ### (1) 基本例式

ア 条を置く場合

鹿兒島県警察本部訓令第〇号

×○○○○○○○に関する訓令を次のように定める。

××○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長××氏 名×××

×××○○○○○○○に関する訓令

目次（条文の少ないものには、目次を付さない。）

×第1章×〇〇 (第1条・第2条)

×第2章×○○○○○

[illegible]

イ 条を置かない場合

[illegible]

ウ 全部改正

鹿児島県警察本部訓令第〇号

×〇〇〇〇〇〇〇〇に関する訓令を次のように定める。

××〇〇〇〇年〇月〇日

鹿児島県警察本部長××氏 名×××

×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する訓令

×〇〇〇〇〇〇に関する訓令（〇〇〇〇年鹿児島県警察本部訓令第〇号）の全部を改正する。

目次（条文の少ないものには、目次を付さない。）

×第1章×〇〇（第1条・第2条）

（中 略）

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

注 訓令の全部が改正された場合は、その実質において従来の訓令が廃止され、新たな訓令が制定されたのと同じであるから全部改正後の訓令の令達番号は、新しい令達番号を用いる。

工 一部改正

鹿兒島県警察本部訓令第〇号

×○○○○○○○に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

××○○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長××氏 名×××

×××○○○○○○○に関する訓令の一部を改正する訓令

×○○○○○○○に関する訓令（○○○年鹿児島県警察本部訓令第○号）の一部を次のように改正する。

×第○条第○項中「○○○」を削る。

×第〇条の見出しを「(〇〇〇)」に改め、同条第〇項中「〇〇〇」を「〇〇〇〇」に改める。

×第〇条第〇項に次の１号を加える。

 $\times(5) \times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$ 。

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

才 廢止

鹿児島県警察本部訓令第〇号

×○○○○○○○に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

××○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長××氏 名×××

×××○○○○○○○に関する訓令を廃止する訓令

×○○○○○○○に関する訓令（○○○年鹿児島県警察本部訓令第○号）は、廃止する。

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

注 この方式は、既存の訓令を廃止することを目的とする場合に用いること。このほか、附則で既存の訓令を廃止する場合があるが、これは、その訓令が既存の訓令を廃止することが直接の目的ではなく新しく訓令を制定することによって、既存の訓令を廃止する必要が生じたときに用いる方式である。

2 指令

鹿児島県警察本部指令 () 第○号×

住 所×

氏 名 (法人名) ×

×○○○年○月○日付け○○○第○号で申請（願出）のあった○○○○は、○○○法（○○○年法律第○号）第○条の規定により許可（承認）する。

(○○○○は、次の理由で許可（承認）しない。)

(〇〇〇〇は、次の条件を付して許可（承認）する。)

(〇〇〇法 (〇〇〇年法律第〇号) 第〇条の規定により、次のとおり〇〇〇を命ずる。)

(○○○年○月○日付け○○○○○○○指令()第○号で許可(承認)した○○○○○は、次の理由で取り消す。)

××○○○年○月○日

鹿兒島県警察本部長×氏 名×印×

[illegible][illegible]

別表第2 (第31条関係)

所属記号等一覧表

1 本部各課の所属記号等

部 名	課 名	所属記号	所属記号等
警 務 部	警務課	鹿 務	鹿務第〇〇〇号
	総務課	鹿 総	鹿総第〇〇〇号
	会計課	鹿 会	鹿会第〇〇〇号
	監察課	鹿 監	鹿監第〇〇〇号
	厚生課	鹿 厚	鹿厚第〇〇〇号
	情報管理課	鹿 情	鹿情第〇〇〇号
	留置管理課	鹿 留	鹿留第〇〇〇号
生活安全部	生活安全企画課	鹿生企	鹿生企第〇〇号
	地域課	鹿 地	鹿地第〇〇〇号
	人身安全・少年課	鹿人少	鹿人少第〇〇号
	生活環境課	鹿生環	鹿生環第〇〇号
	サイバー犯罪対策課	鹿サ対	鹿サ対第〇〇号
刑 事 部	刑事企画課	鹿刑企	鹿刑企第〇〇号
	捜査第一課	鹿捜一	鹿捜一第〇〇号
	捜査第二課	鹿捜二	鹿捜二第〇〇号
	組織犯罪対策課	鹿組対	鹿組対第〇〇号
	鑑識課	鹿 鑑	鹿鑑第〇〇〇号
	科学捜査研究所	鹿科研	鹿科研第〇〇号
交 通 部	交通企画課	鹿交企	鹿交企第〇〇号
	交通指導課	鹿交指	鹿交指第〇〇号
	交通規制課	鹿交規	鹿交規第〇〇号
	免許管理課	鹿免管	鹿免管第〇〇号
	免許試験課	鹿免試	鹿免試第〇〇号
	交通機動隊	鹿交機	鹿交機第〇〇号
	高速道路交通警察隊	鹿高速	鹿高速第〇〇号
警 備 部	公安課	鹿 公	鹿公第〇〇〇号
	警備課	鹿 備	鹿備第〇〇〇号
	機動隊	鹿 機	鹿機第〇〇〇号
警 察 学 校		鹿警学	鹿警学第〇〇号

2 警察署の所属記号等

警察署名	所属記号	所属記号等
鹿児島中央	中	中○第○○○号
鹿児島西	西	西○第○○○号
鹿児島南	南	南○第○○○号
指宿	指	指○第○○○号
南九州	九	九○第○○○号
枕崎	枕	枕○第○○○号
南さつま	さ	さ○第○○○号
日置	日	日○第○○○号
いちき串木野	串	串○第○○○号
薩摩川内	川	川○第○○○号
さつま	つ	つ○第○○○号
阿久根	阿	阿○第○○○号
出水	出	出○第○○○号
伊佐湧水	佐	佐○第○○○号
始良	始	始○第○○○号
霧島	霧	霧○第○○○号
曾於	曾	曾○第○○○号
志布志	志	志○第○○○号
肝付	肝	肝○第○○○号
鹿屋	屋	屋○第○○○号
錦江	錦	錦○第○○○号
種子島	種	種○第○○○号
屋久島	久	久○第○○○号
奄美	奄	奄○第○○○号
瀬戸内	瀬	瀬○第○○○号
徳之島	徳	徳○第○○○号
沖永良部	沖	沖○第○○○号

課 名	課の記号
警務課	務
会計課	会
警務会計課	務会
生活安全課	生
地域課	地
地域交通課	地交
生活安全刑事課	生刑
刑事第一課	刑一
刑事第二課	刑二
刑事課	刑
交通課	交
警備課	備
天文館・地域安全 対策課	天

別表第3 (第43条、第44条、第52条関係)

保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準

作成し、又は取得した公文書の保存期間の設定については、1により行うものとし、個別の公文書ファイル等の保存期間満了時の措置の判断については、原則として、1から4までに従って行い、いずれかにおいて移管と判断される場合には移管するものとする。ただし、条例第2条第3項において歴史公文書と定義される以下のⅠからⅤまでのいずれかに該当する文書については、1により廃棄と判断される場合であっても、保存期間満了後には知事に移管するものとする。

- Ⅰ 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- Ⅱ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- Ⅲ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- Ⅳ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- Ⅴ ⅠからⅣに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

1 業務単位での公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置

業務の区分	公文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
(1) 例規等に関する公文書			
① 条例及び、規則の制定、改廃等に関する事項（鹿児島県公安委員会又は鹿児島県警察本部長が主管するものに限る。）	ア 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書（②のアに掲げるものを除く。）	30年	移管
	イ 条例及び規則の解釈及び運用の基準の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書（②のイに掲げるものを除く。）	30年	移管
	ウ 条例及び規則の解釈及び運用の基準に関する公文書（②のウに掲げるものを除く。）	10年	廃棄
② 鹿児島県公安委員会規則、規程及び鹿児島県警察本部訓令の制定、改廃等に関する事項	ア 鹿児島県公安委員会規則の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書	30年	移管
	イ 鹿児島県公安委員会規則の解釈及び運用の基準の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書	30年	移管
	ウ 鹿児島県公安委員会規則の解釈及び運用の基準に関する公文書	10年	廃棄
	エ 鹿児島県公安委員会規程の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書で特に重要なもの	30年	移管

第2編 警務 鹿児島県警察公文書管理規程

	オ 鹿児島県公安委員会規程の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書（エに掲げるものを除く。）	10年	廃棄
	カ 鹿児島県警察本部訓令の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書で特に重要なもの	30年	移管
	キ 鹿児島県警察本部訓令の制定又は改廃並びにその経緯に関する公文書（カに掲げるものを除く。）	10年	廃棄
③ 公示等に関する事項	ア 特に重要な告示の制定又は改廃及びその経緯に関する公文書	30年	移管
	イ 重要な告示及び公告に関する公文書	10年	廃棄
	ウ 重要な要綱、要領等の制定又は改廃及びその経緯に関する公文書	30年	移管
	エ 要綱、要領等に関する公文書	10年	廃棄
	オ 告示及び公告に関する公文書	5年	廃棄
④ 国の行政機関及び鹿児島県の通知等に関する事項	ア 国の行政機関からの通知等で例規に相当する特に重要なものに関する公文書	30年	移管
	イ 国の行政機関からの通知等で重要なものに関する公文書	10年	廃棄
	ウ 国の行政機関からの通知等に関する公文書	5年	廃棄
	エ 鹿児島県の通知等で例規に相当する特に重要なものに関する公文書	30年	移管
	オ 鹿児島県の通知等で重要なものに関する公文書	10年	移管
⑤ 他の行政機関に対して示す基準の設定等に関する事項	ア 他の行政機関に対して示す基準の設定等及びその経緯に関する公文書	10年	移管
(2) 鹿児島県警察の施策及び事業に関する公文書			
① 鹿児島県警察の施策及び事業に係る計画及び方針に関する事項	ア 鹿児島県警察の施策及び事業に係る重要な計画及び方針の策定並びにその経緯に関する公文書	30年	移管
	イ 鹿児島県警察の施策及び事業に係る重要な計画及び方針に関する公文書	10年	廃棄 ただし、施策等の進行管理又は